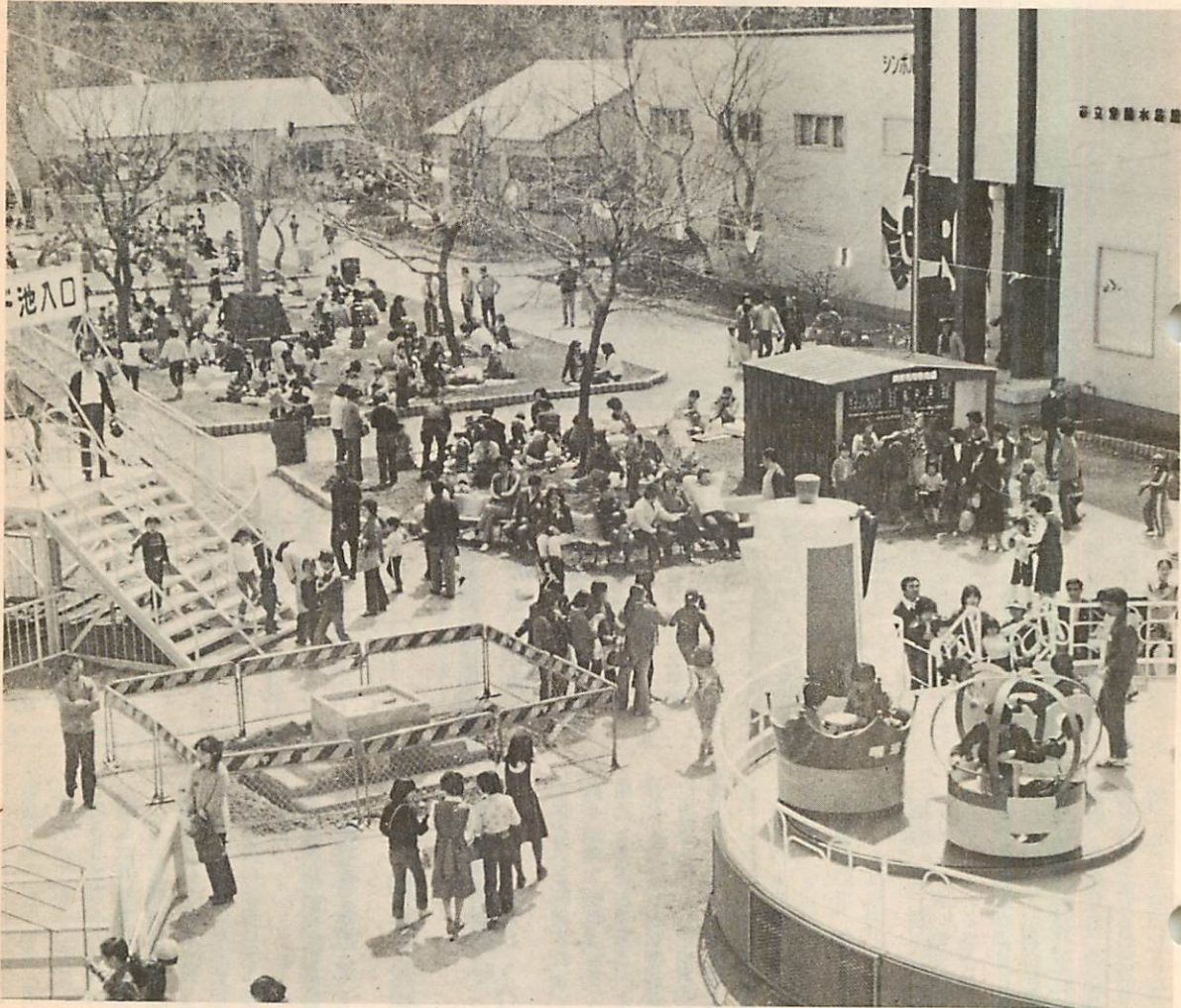


むろらん 市政だより

昭和53年

5月1日

No. 435



家族連れでにぎわう「むろらん水族館」

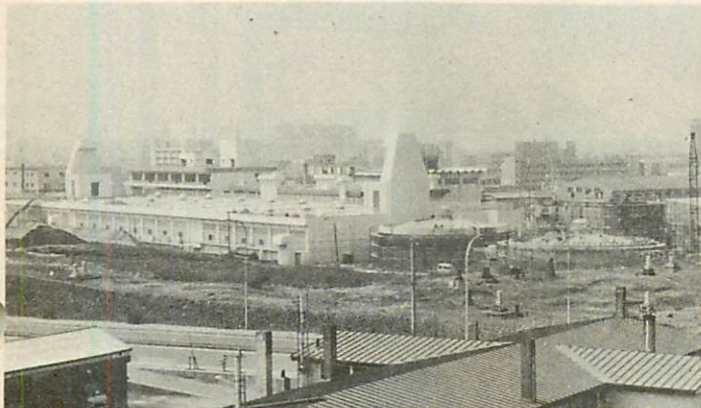
今年も、装いを新たに水族館が4月23日オープンしました。

この日は5月中旬の暖かさで、春を待ちわびていた家族連れで館内はいっぱい、チェアタワーやアストロジェットなどチビっ子に人気の遊具はどこも大にぎわいでした。また、豆汽車も4月29日から「SL」になり客車も増結され、子供たちの人気を呼びそうです。

主な内容

- | | |
|--------------------|----|
| ●負担の公平をはかる受益者負担金制度 | 2 |
| ●消費生活モニターをご利用下さい | 7 |
| ●老人医療費無料化の拡大 | 8 |
| ●市税条例・特別土地保有税の一部改正 | 8 |
| ●5月14日春の市民総参加清掃日 | 9 |
| ●市営住宅補充入居者募集 | 10 |

下水道で快適なくらしを — 負担の公平をはかる受益者負担金制度 —



私たちが健康で快適な生活を営む上で、欠くことのできない生活環境施設に下水道があり、都市における基幹的な公共施設としてその整備が急がれています。

下水道建設には、国をはじめ地方自治体も重点施策の一つとしてこの整備に積極的に取り組んでいます。これに要するべく大な費用を国費と市税だけでまかなうことは、下水道の恩恵を受けない人との間に不公平が生じます。

そこで、一日も早く全市民が等しく下水道の恩恵が受けられるようにするため、すでに整備されている地域の人から「受益者負担金」として経費の一部を負担していただいています。この負担金制度を四月一日から一部改正しましたので、この受益者負担金制度のあらましについて説明し、理解と協力をいただきたいと思います。

下水道の建設財源と 受益者負担金

国・市・市民が一体となって下水道をのぼす受益者負担金制度

受益者負担金制度とは、公共下水道を計画的にしかもできるだけ早く建設するために、下水道が整備されることによって、利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく制度です。

下水道の建設には、巨額の費用と長い年月を必要としますが、この建設費は、国からの補助金、起債（長期借入金）、市税、受益者負担金などによってまかなわれています。

受益者負担金制度を採用している都市では、計画的に事業を実施することになりますので、国にお

いても積極的にあと押しをして、事業計画に対応して、補助金や起債を大巾に認められています。市でも下水道のために、より多くの資金をまわすことができますので、必要な建設資金が確保され下水道の整備が促進されます。

このように受益者負担金制度は波及効果の非常に大きな制度といえます。

受益者負担金 制度のあらまし

負担金を納めて いただく人は

下水道が整備されますと、宅地内や道路の水はけが良くなり、降雨による浸水や汚水がたまることなくなるなど、生活環境が都市に改善されて、土地の利用価値が増進するという利益が生じますので、下水道が整備される区域内のすべての土地が負担金の対象となります。

したがって、負担金を納めていただく人は原則として土地の所有者です。

しかし、長い期間にわたって土地を借りている場合などは、土地に対する権利が非常に強いためにむしろ借地人が利益を受けることとなりますので、土地に地上権、質権、使用貸借、賃貸借などの権利を有している場合は、その権利者に納めていただくこととなります。

す。

※ 通常、公共施設は税金等の公費でまかなわれるものですが、特に公共下水道の場合、それが整備された区域の土地は、市街化調整区域のようにそれが整備されない区域の土地に比べて、著しく土地の利用価値が上昇します。しかも、下水道が整備されている区域でも、こうした土地価値の上昇という利益を受けるのは、土地に関する権利を有する特定の人に限られますので下水道建設の費用をすべて税金でまかなうことにすれば、下水道整備によって特別の利益を受けない人も税によって、この建設費を負担することになり、不公平を生じることになります。

そこで、負担の公平を図るために、その建設費の一部を、受益のある人に負担していただき、受けた利益の一部を公費に還元してもらうことにしたものです。

**負担金を納めて
いただくときは**

中島負担区、東町負担区は
昭和五十四年度から

負担金を納めていただく区域は「賦課対象区域」として毎年度当初に公示しますが、この区域は、「処理区域」を対象とします。負担金は、下水道が完備され、水洗トイレにできる区域になってから負担していただくこととなります。

現在、建設中の関東下水処理場は、本年九月に運転開始の予定ですが、運転が開始されますと、関東地域は、遂次水洗化ができる区域になりますので、この区域の人は、昭和五十四年度以降に負担金を納めていただくこととなります。また、中島負担区のうち、すでに管渠事業に相当する負担金を賦課されている土地については処理場事業に相当する負担金が新たに賦課されることとなります。

なお、これらの負担金は、水洗化できる区域になりますと、実際に公共下水道を使用しているのにかかわらず納めていただくこととなります。

負担金額は

負担金は、土地の面積に応じてかかりますが、負担金の額は、負担区（負担金を算出する単位となる一定の区域）ごとに算出します。受益者の皆さんに負担していただく負担金額は、負担区ごとの一平方メートルの単位負担金額に土地の面積を乗じて算出します。

この一平方メートルの単位負担金額は、改正前の条例では、全建設費のうち雨水に係る費用を除外し、汚水に係る建設費のうち三分の一を受益者に負担していただく定率制を採用していましたが、下水道の果たす公共的役割がますます以上に高められたため、建設費に対する国の補助率が引き上げられる

など、公費の負担が増大していますので、受益者負担の軽減を図るため、改正後の条例では、定率制をやめて建設財源の実態にあった定額制に改めています。

各負担区の単位負担金額は、次の表のとおりです。

受益者の皆さんに納めていただく負担金額は、次の囲みの例のよう算出します。

負担区別の単位負担金額 (1平方メートル当たり)

負担区	種 別	精算による改正前の場合 の金額 円	改正後の場合 の金額 円
東 町	管 渠	564	316
	処 理 場 (中島と共通)	376	122
	計	940	438
中 島	管 渠	199	115
	処 理 場 (東町と共通)	376	122
	計	575	237
蘭 西	管 渠	85	57
	処 理 場	48	42
	計	133	99

◎例えば 200㎡ (約60坪) の土地の場合

(例1) 東町負担区

200㎡×438円=87,600円 (負担金総額) これを5年に分割し、さらに年額を年4期に分けて納めていただきますので、1期当りの負担金額は87,600円÷5年=17,520円 (年額) 17,520円÷4期=4,380円 (1期分の金額)

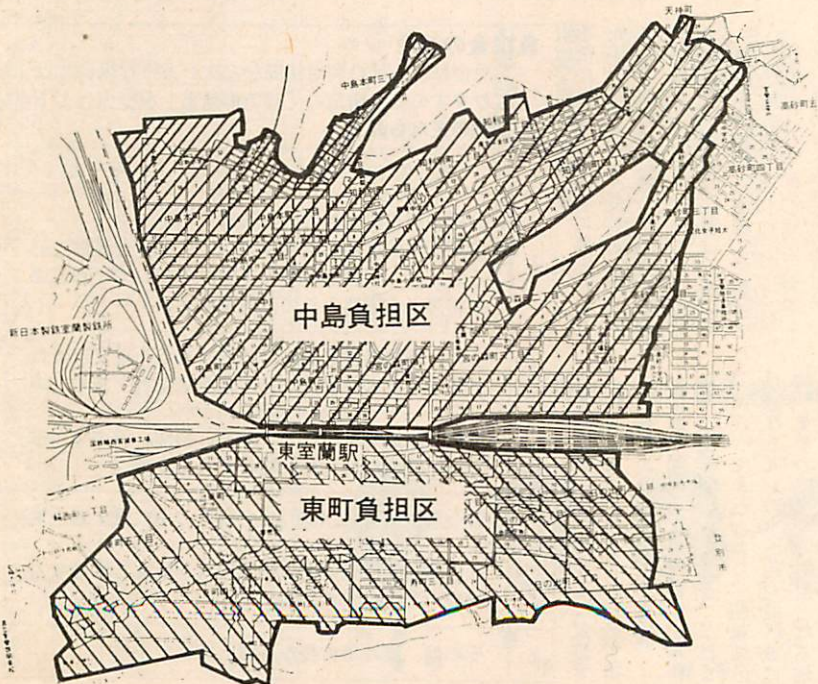
(例2) 中島負担区 (管渠分に相当する負担金をすでに賦課されている土地の場合)

200㎡×122円=24,400円 (負担金総額) 年額及び1期分の負担金額は24,400円÷5年=4,880円 (年額) 4,880円÷4期=1,220円 (1期分の金額)

(例3) 中島負担区 (新たに負担金のかかる土地)

200㎡×237円=47,400円 (負担金総額) 年額及び1期分の負担金額は47,400円÷5年=9,480円 (年額) 9,480円÷4期=2,370円 (1期分の金額)

※ただし、1期ごとの金額のうち100円未満の金額は各年の第1期目に納めていただくこととなります。



受益者負担区図

負担金の納付方法

負担金は、五年分割、年四期すなわち二十回にわけて、毎年度あらかじめお送りする「納入通知書」により、本市指定の金融機関又は各地区サービスセンター等で納めていただきます。

〈納期は…〉

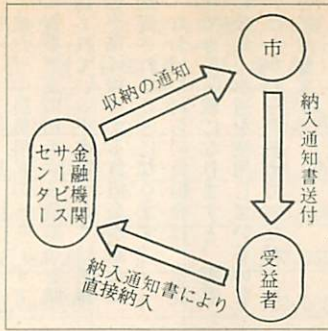
▽第一期 六月十六日～六月末日

▽第二期 八月十六日～八月末日

▽第三期 十月十六日～十月末日

▽第四期 十二月十六日～十二月末日

納期が過ぎますと延滞金が加算されます。



負担金の一括納付と報奨金

負担金は、前記のとおり分割して納入していただくことになっていますが、これを初年度に全額（負担金総額）あるいは一年分を単

1年分を単位として納付した回数	1年分	2年分	3年分	4年分
報奨金交付率 (%)	6	12	18	24
(例) 負担金総額（5年間分）を50,000円としこれを一括納付したと仮定しますと、報奨金は、次のようになります。				
納付年数	負担金年額(A)	報奨金交付率(B)	報奨金 (A)×(B)	実際の納付額
初年次	10,000円	%	円	
2 "	10,000	6	600	
3 "	10,000	12	1,200	
4 "	10,000	18	1,800	
5 "	10,000	24	2,400	
計	50,000 ^①	(12)	6,000 ^②	①-② 44,000

*したがって、5年間分を一括納付していただきますと、負担金総額に対し、12%の報奨金を差し引いた額を納めていただくこととなります。

負担金の徴収猶予

位として二年間分以上をまとめて納めようとする人は、市に申し出る時、「一括納入通知書」をお送りします。この納入通知書により納めていただきます。この場合、年額につき、左表のような割合で一括納付報奨金が交付されます。

受益者が災害、盗難などの事故が生じたことなどにより、負担金を納付することが困難な場合は、一定期間徴収を猶予する特別の制度がありますので、ご相談下さい。

権利の異動

受益者が決定し、負担金納入の途中において土地の売買その他の

負担金の納付管理人

受益者が、市内に住所、事務所等を有しない場合は、市内に納付管理人を定めることになっておりますので、所定の申告書により届出ていただきます。

負担金の減免

負担金は、土地の利用状況など次のような場合には、減免の対象となりますので、所定の「減免申請書」を提出して下さい。

○減免の主なもの

	減免の対象となる土地	減免の割合 %
1	公衆の用に供されている私道 建築基準法に基づく道路としての認定を受けているか又は、不特定多数の市民が利用している道路で将来とも道路として使用するもの	100
2	公の生活扶助受給者が受益者である土地又はこれに準ずる特別の事情にある者が受益者である土地	100
3	公共下水道事業のため、土地、物件、労力または金銭を提供した人が受益者である土地	100
4	町会等が所有し、会館、集会所等の用に供する土地	60
5	私立学校法に規定する学校法人が設置し管理する学校の用に供する土地	50
6	その他、崖地等市長が必要と認めた土地	別に定める率

事情により、受益者に異動が生じた場合は、新しく受益者となった人が、前の受益者の負担金を引継いで納入していただくこととなりますので、新旧受益者は、所定の「異動申告書」に連署して届けていただきます。

住所、事業所等の変更

受益者又は納付管理人が、住所事務所等を変更した場合も所定の申告書により届出ていただきます。

*負担金については、いずれの場合も、申告あるいは届出により処理しますので、届出がない

と引続き、従前のままで賦課されることとなりますから必ず申告書により報告して下さい。なお、関東下水処理場が、本年九月に運転開始しますと、これまでに述べてきたとおり、関東地区は逐次トイレの水酸化可能区域になりますので、この対象となる地域の町会ごとに、五月下旬頃から受益者負担金制度及び水洗トイレの設置要領などについて、説明会を予定してまいりますので、その際には、改めてご連絡します。

〈下水道に関する問合せは〉

下水道建設事務所業務課庶務係

(電話 一三二一)

江戸時代の

室蘭あれこれ

道中記にみる

市史コーナー No. 46

江戸時代、蝦夷島と呼ばれていた北海道へ、いろいろな目的で多くの旅行者がやってきた。北辺の警備・調査・探検・あるいは開拓のため。これらの人たちが書いた報告書・紀行文・日記の類は、いまなお数多く残されている。

安政三年（一八五六）窪田子蔵の書いた『協和私役』箱館から石狩に至る間々の記述は、いまから百二十年前の室蘭地方の様子が手にとるようにわかる史料の一つとして、上・下二回に分けて紹介しよう。

安政三年六月二十八日箱館を出発して対岸の砂原にくるまで二日間の道のり、この間、熊が出るというので、一行二十人ばかりが、夜かがり火をたいて警戒にあたったが、どこからともなく一頭の熊が現われて馬に襲いかかった。そのときのことを、こう書いています。

舟賃は三両

海浜に遊ぶ夷児

晦日（三十日）舟モロラン（崎守町）へ渡る。海上七里、舟は四、五十石の小舟なり、舟賃は三両。

「初め馬の喉に食ひ、血を吸ふ事少時、忽ち又、右の手に馬の鬃を獲み、左手に馬尾をとり、一声叫び胸骨をほきりと折り、小脇にかい込み走り行く。其道筋は草も木もみしめしと臥し折れ候。今に思ひ出し、毛骨をして惨然（いたましい姿）たらしむ。」（原文）



南部藩士・長沢盛至の筆になる熊うちの模様

甚高し。箱館よりの伝燈（承け伝え）是非もなし。舟子四人、轡四枚、午未（西南）の方より子丑（東北）に向ひ行く。海上風静波穏なり。舟子に問ふ、汝等、賃銭は幾許銭を得るや。舟子云。此は御用船なり、一銭にも当り得ず。平

会所帰り一杯きげんのアイヌたち

〈長沢画〉



時は式朱（二朱八枚で一両）づつ得るなり。奸計（悪たくみ）頗（お）に顯る。空船を借りるに三兩と云事やある。（略）

土地は狭く

魚獲の少ない

モロランの場所

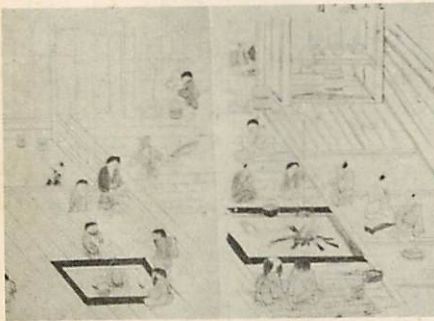
モロランは蝦夷地東部にありてヤムクシナイ、ラシヤマンベ、レブンゲ、アプタ、ウス、モロランと第六番の場所（商い場）なり。此地魚漁受負人は松前商人蛭子屋半兵衛と云者なり。其、手代此に來りて魚漁其外の事をも掌る。是を支配人と云、其次を通詞と云、夷人へ申渡し、夷人より申上等の事を掌る。其次を帳役と云、諸帳面及び書上様の事を勤む。是を三役と云、其余は魚漁働きの者なり。右居住の所一つ、其上の方に座敷丁寧作る。間敷上の間一つ、二つ、次の間三つ、四つ、尚多き

晴時（午後四時）モロランに達す。夷人多く海浜に出づ。夷児海沙に這臥（アイヌの子供たちが海砂の上に腹ばいになつてゐる）し相戯る状、狗糞の類の如し。兩耳に環を貫き、又紅絹（紅色の無地の絹）色をもつて飾るあり。湯あみ（入浴）する事なしとて大抵顔色黒く、髪を被り、髭鬚（くちひげ・あごひげ）剃らず。不潔いわん方なし。夷婦は口の四辺、手の甲先きへ入れ墨を為し飾りとす土地異れば人心も異なるにや（？）我等、是を怪むより、彼等、我を怪む事、殊に甚し。

子熊を飼うアイヌへ長沢画



運上屋（会所）の内部 谷元旦画



西ヤムクシナイより夷人の家に熊の子を畜ふ者あり。堅く檻を作り是を入る。当歳なれども既に馬を食ふ勢あり、人を見て吼る声、甚猛（たけだけしい）なり。状は小狗の骨太く肉多きが如し。其毛は黄黒色、眼中猛悪（はげしく）尋常（なみ）の熊とは異類なり。狸熊の類にもあるらん。又、鶯の子を畜ふも見る。是は思ひしよりも小なり。

（つづく）



あなたにもできる

シミ抜き(2)

油性のシミ
襟あか、袖あか……ベンジンをしめ
らした布でたたき、中性洗剤液でふ
く。

口紅、フアウンデーション……アル
コールか洗剤液でふく。

マヨネーズ……ベンジンでたたいた
後、洗剤液で塩分タンパク質を除く
牛乳……すぐならばベンジンでた
た

マジックインキ……マニキュア除去
液でたたいた後、洗剤液で落とす。
ボールペン……ベンジンでたたき、
洗剤液で残った色を落とす。

クレヨン……ベンジン、アルコール
などでふく。

機械油……ベンジンでたたき。
接着剤……マニキュア除去液でた
た

その他のシミ
泥、はね……乾かしてからブラッシ
ングした後、洗剤液でたたき。

墨……洗剤とご飯つぶをよくねって
シミの部分にこすりつけ、ヘラでし
ごき、冷水でたたき。

カビ……日陰干しした後、ブラッシ
ングし、布でいいねいふきとる。

国民生活センター発行

「くらしの豆知識」より

室蘭市消費生活モニターによる価格動向調査

(4月15日現在調べ)

品名	価格 (円)			対前月差 (円)	品名	価格 (円)			対前月差 (円)	
	最高	最低	平均			最高	最低	平均		
生鮮食料品	ほけ 100g	50	12	25	△ 15	豚肉 100g	140	110	125	—
	そちはち 100g	61	30	43	19	鶏若鶏正肉 100g	140	73	108	—
	養殖ほたて (貝つき) 100g	50	33	40	3	羊肉 100g	100	80	92	0
	きゅべつ 100g	35	9	18	4	ちり紙 1,200枚	500	335	404	△ 6
食料品	たまねぎ 100g	21	9	13	△ 3	トイレットペーパー 故紙、4ロール	195	127	161	△ 3
	砂糖 1kg	315	215	248	△ 1	洗濯用合成洗剤 ライオン、花王 1.66kg	750	585	634	18
	しょう油 1.8ℓ	430	355	380	△ 4	合所用洗剤 ライオン、花王 800ml	300	240	282	△ 3
	みそ 2kg	520	420	441	9	ねり歯みがき ライオン、サンスター 190g	255	225	235	0
	天ぶら油 1,650g	600	438	545	△ 5	クレンザー 花王、ライオン 400g	80	65	75	△ 1
	サラダ油 1,650g	740	468	579	△ 9	理髪 大人総合調髪	2,300	1,500	1,893	26
	バター 225g	380	280	336	5	コールドパーマ ショート、カットセットの普通	5,000	2,500	4,175	154
	小麦粉 1kg	195	150	168	1	クリーニング 白ワイシャツ、店頭渡	120	85	101	0
	食パン 2.4食、7~8枚スライス	150	108	132	0	半そで肌着 紳士もの、綿、Mサイズ	750	440	591	11
	とうふ 1パック	80	55	72	△ 1	ワイシャツ シングル、混紡、白無地	3,000	1,980	2,472	47
	牛乳 180cc 紙容器入	60	35	42	△ 1	文具 鉛筆 三菱HB、9800 1ダース	360	165	259	4
	プレスラム 100g スライスパック入	200	100	143	10	ノット 6号、野線、30枚	100	60	85	2
鶏卵 中玉 10個入 1ケース	270	165	199	△ 12	燃料 灯油 1ℓ (配達料込)	40	35.5	37.3	△ 0.5	
即席ラーメン マルちゃん (みそ、塩、生味) 100g	60	50	53	1	灯油 18ℓ (配達料込)	730	650	706	△ 0.5	
マヨネーズ キューピー 500g	350	298	317	0	灯油 200ℓ (配達料込)	78,000	7,000	7,400	△ 141	
ケチャップ カゴメ、デルモンテ 500g	310	210	278	△ 6	プロパンガス 10kg又は4.69m ³	2,000	1,800	1,894	31	

市消費者相談室

相談事例

雨に濡れて縮んだ背広服地

〈相談内容〉

M商事のセールスマンの来訪を受け、背広(英国製生地)を五万七千円で買ったのですが、二度目(九カ月後)の着用の折、雨に濡れてしまいました。その時、洋服全体が波打ち状態となって着用不能になりましたので、この点についてM商事に申し入れましたが、この程度の縮みは普通であると言って取り合わず誠意が見られません。納得出来ませんので調査をお願いします。

〈処理経過〉

1、M商事への問合せ
M商事に対し相談内容を連絡し

たところ、相談者との交渉の過程で誠意の足りなかつた点を認め、賠償に応ずる用意がある旨回答を得た。

2、原因の調査
雨に濡れると波打ち状態となる原因を調査するため、生地サンプルを通商産業省鶴岡織維製品検査所へテスト依頼したところ、次のように回答を得た。

観察結果から柄系の綿糸の収縮と、毛部分の収縮との違いにより生じたものと推定される。

※ 一般に毛織物の収縮は同じ素材であれば、たて、よこ糸の太い方が縮みが小さく、毛自体は水に浸漬したのみではほとんど収縮しないが、綿は浸漬しただけで収縮する。

そこで服を仕立てる場合は、あらかじめ湯のし(水に浸漬した後自然乾燥し、アイロンで仕上げ)を行い、生地変化をできるだけ少なくするように処理した後、裁断、縫製する。

(1)、製織段階で、綿糸の張力が強すぎたか、撚回数が多くて弛緩収縮が強くてた。

(2)、糸染めの時に、緊張状態で乾燥した。

(3)、裁断前の縮絨(生地の縮みを圧える処理)が十分に行われなかつた等が考えられる。

当製品のように外観変化したものは蒸気アイロン等で仕上げることは受付けません。

多少表面の凸凹が消えるが、完全にもとの状態には戻らない。

〈措置〉

相談室において、相談者とM商事との話し合いを行ったところ、生地製造段階における不良品と考えられるため、着用期間は考慮せず、相談者の希望する苦情品と同価格程度の生地により、新たに仕立てて代替処理する事で双方の了解を得た。

なお、M商事に対しては、生地の仕入れ時におけるチェックと販売員教育の充実、徹底を要望した

消費者相談室を

お気軽にご利用下さい

▽受付 月/金曜日十時~十六時
▽場所 市役所一階

※電話(☎四八五六)での相談も受付けます。

昭和53年度消費者相談員



西巻史子



湊桂子



平山道子



小寺貞子



川村綾子

消費者と市を結ぶ アンテナ役

消費生活モニターを ご利用下さい

市では、消費者の声を市政に反映させるため、市内各地域に40人の消費生活モニターを委嘱し、消費者行政に必要な情報を収集しています。

日常の消費生活で、市民の皆さんが不利益を受けたり、不満や不便を感じていること、相談ごとがありましたら、お近くのモニターにお伝え下さい。

消費者と市を結ぶ昭和53年度の消費生活モニターは次の皆さんです。

昭和53年度室蘭市消費生活モニター名簿

昭和53年4月1日現在

氏名	住所	電話
村田 貴志子	絵鞆町2-7-8	23-7670
上村 澄子	祝津町2-5-6	23-8366
望月 美佐子	港南町1-14-5	24-4468
中村 裕子	築地町無番地	23-7590
高橋 洋子	緑町11-5	22-5045
池田 瑛子	西小路町13-5	23-0438
長田 勢子	沢町14-5	24-4786
水守 佐智子	常盤町16-16	23-3430
中川 百世	清水町2-4-7	23-0506
菊池 敬子	清水町2-7-3	22-4751
千葉 由美子	新富町1-2-25	23-8856
岡田 峰子	新富町1-10-22	24-1576
松本 和子	母恋南町4-4-18	24-0772
大和田 幸子	母恋南町5-2-8	23-3581
大船 八重子	御前水町1-6-3-105	22-4332
太田 厚子	御前水町3-5-20	23-3386
月岡 綱佐子	輪西町1-4-4	46-0270
寺田 麗子	輪西町3-7-5-206	43-7442
萩谷 ミツ子	みゆき町2-8-4-102	46-1251
辰川 通子	みゆき町2-9-3	44-7269
今泉 久美子	東町1-9-5	43-3501
中野 美知子	東町5-1-14-212	43-1428
斉藤 みわ子	寿町1-14-17	46-1397
牛崎 ユミ子	寿町1-14-21	46-1346
片石 恵美子	高砂町1-13-16	44-6840
反中 よし江	高砂町1-50-3	43-3607
小針 礼子	高砂町5-29-11	43-1615
島 幸子	水元町 296	43-1792
松本 幸子	中島町1-21-1	44-1794
竹内 信子	中島本町2-5-2-307	43-8361
笹治 和子	宮の森町1-1-39	46-0807
菊地 ミキ	宮の森町3-3-4	46-1259
蝦名 慶子	知利別町4-4-5	43-6188
大滝 雅子	知利別町4-25-3	46-3745
矢作 敏子	港北町1-11-20	55-6513
東き み子	港北町2-18-3	55-3340
七戸 よしえ	本輪西町1-4-3	55-8553
神島 みよ子	本輪西町3-13-17	55-5659
遠藤 美佐子	白鳥台2-10-7-304	59-6316
久保 和子	白鳥台3-14-15	59-2004

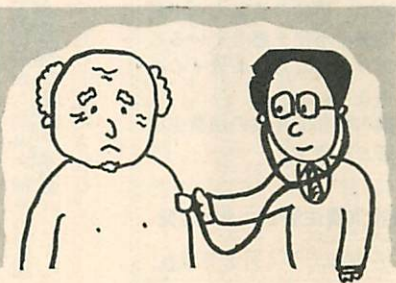
老人医療費無料化の拡大

条件が緩和されました

市では、さる二月より六十五歳から六十九歳までの老人医療費助成を家族条件付きで実施していましたが、四月から制限内容が緩和され、対象範囲が拡大されました。なお、六十九歳以上の無料化となっている人は、変更ありません。〈新しく対象となる人〉
 ・六十五歳から六十八歳までの人で、
 (一)ひとり暮らしの老人世帯
 (二)お子さんと六カ月以上別居している人
 (三)老人夫婦のみの世帯(配偶者

老人の総収入金額		お子さんの総収入金額	
扶養人数	限度額	扶養人数	限度額
0人	(円) 1,336,000	0人	(円) 7,537,000
1人	1,644,000	1人	7,814,000
2人	2,016,000	2人	8,050,000
3人	2,388,000	3人	8,287,000
4人	2,760,000	4人	8,523,000
5人	3,112,500	5人	8,760,000

▶52年度老人医療費所得制限表
 この表は53年6月まで適用



が六十歳以上
 お子さんが女子のみで全員嫁いでいる場合

・そのほかに、お子さんが次の場合は対象となります。
 (一)他へ養子縁組している場合
 (二)二十歳未満の場合(学生については卒業するまで)
 (三)お子さんの中に重度心身障害者又は長期療養者がある場合
 (四)生死不明か、長期拘禁されている者、又は社会福祉施設入所者、長期抑留中の者
 以上の条件のほか、いずれの場合も別表の所得条件があります。
 対象となる人の冬上等が複

雑ですので、不明な点や、該当すると思われる人は、保険年金課医療給付係(☎21-11内線四八六、四八七)へ、申し出下さい。なお、対象となる人は、申請手続きが必要となりますので、①健康保険証、②五十二年度分源泉徴収票、又は市民税納税通知書、③印鑑を持参下さい。

市税条例 特別土地保有税 が 一部改正されました

二、軽自動車税
 低公害車にかかる軽自動車税の軽減措置が廃止となりましたので、昭和五十三年度からは通常の税率(五千九百円)で課税されることになりました。なお、くわしくは市民税課(☎21-11内線三二一、三二四)へ、問合せ下さい。

特別土地保有税

〈納税義務免除の新設〉
 (一)新設の趣旨

四月一日から施行になりました。地方税法の一部改正に伴い、「市税条例」―「特別土地保有税」の一部が変更されましたので、そのあらましをお知らせします。

市税条例

一、市民税
 (一)個人市民税均等割の非課税限度額が十七万円(現行十六万円)に引上げられました。
 (二)法人市民税均等割の税率区分を五段階(現行三段階)に改め、大きな法人の税率が引上げられました。

(二)納税義務免除の対象になる土地
 建物、構築物その他の一定の施設で、その構造利用状況などが恒久的な利用に供するものとして定められた基準に適合するものの用に供する土地で、市の土地利用計画に適合するものと認められる土地
 (三)適用期日
 ・取得分は、昭和五十三年四月一日以降の土地の取得分から
 ・保有分は、昭和五十三年度の保有分から
 四納税義務免除の定申請書の提出

納税義務者が、この制度の適用を受けようとする時は、取得分、又は保有分それぞれの申告納付期限までに市長に認定申請書を提出し、認定を受けなければなりません。なお、この認定申請書は保有分については、毎年申告納付の時期にその都度提出しなければなりません。くわしくは、資産税課土地係(☎21-11内線三三三)へ、問合せ下さい。

タバコは市内で お買い求め下さい

春の訪れとともに行楽地にお出かけの機会が多くなります。市外にお出かけの際は、タバコはぜひ市内のタバコ店でお買い求め下さい。タバコに「タバコ消費税」として税金がかかっていることは皆さんご存知のことと思います。例えば、二十本入りタバコの代金のうち約二十四円がタバコ消費税として市の収入となります。この収入は、生活環境や教育環境整備などの明るいまちづくりの重要な財源の一つとなっています。旅行で、またお仕事などで市外にお出かけの際には、タバコはぜひ市内のタバコ店でお買い求め下さい。皆さんのご協力をお願いいたします。

春の市民総参加の清掃日

5月14日



みんなの街です 美しく

この日を理解され、五月十四日（日曜日）の市民総参加の清掃日には、次の点についてお互に協力しあい参加しましょう

○ 家族そろって家の開りを清掃し、草やごみを、また害虫の発生源を取り除きましょう

○ 道路には、紙くずや、タバコの吸い殻を捨てないようにしましょう

○ 私たち一人ひとりが、日常生活の中で、自分たちの街を汚さないように心がけましょう

○ 家庭ぐるみ、地域ぐるみの参加で、全市域の清掃運動を展開しましょう

人権擁護委員に

木下保彦さん委嘱

昭和五十二年第四回市議会定例会で承認され、人権擁護委員として法務大臣に推せんしていただいた木下保彦さんが、昭和五十三年四月十五日付で委嘱発令されました

▽委員住所・氏名

室蘭市母恋南町二二一五

木下 保彦

人権擁護委員は、人権問題、家族の問題など日常生活でお困りの人の相談を受けます。

相談は無料で秘密は固く守られます。

今月の法律相談

毎月第二、第四土曜日

十三日 芝垣美男 弁護士

▽相談日

二十七日 村上 弘 弁護士

▽相談員

護士

なりますので、市では、これら

の無断耕作を禁止しています。大変危険ですのでやめましょう

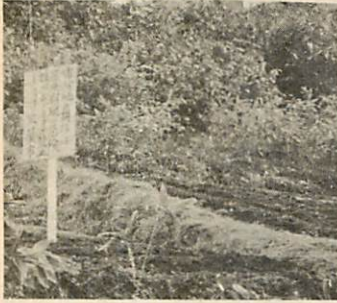
なお、市ではパトロールにつとめていますが、耕作者を発見した場合には、市へ連絡するなど、皆さんのご協力をお願いします。

また、市有地に物を放置するなど、許可なく使用することもできませんので注意下さい。

▽連絡先 管財課管財係 (☎22) 一一一内線二八一

市有地の耕作や 無断使用はやめ ましょう

これから春耕期になりますと市有地の斜面などを耕して畑を作っている人が多く見受けられますが、雨が降りますと地盤がゆるみ、恐しい崖崩れの原因と



献血にご協力下さい

▽時間 九時～十二時
▽受付 相談日の前日まで
申込み、問合せは、広報広聴課 市民相談室 (☎22) 一一一内線四一五、四一六へ。
※相談は無料です。

街頭献血

▽日時 五月十一日
十三時～十六時

▽会場 パルコ前 (中島町)

※室蘭血液センター (東町二二二) では、日曜日を除く毎日、次により献血を受けています。ご協力をお願いします。

▽平日 九時～十七時

▽土曜日 九時～十三時

五月の生鮮食料品

標準小売価格の表示品目

お買物の際、皆さんの目安となる標準小売価格は、五月中、次の十三品目について、表示小売店 (市内六十八店) に表示してありますので、ご利用下さい。

- ▽鮮魚 ほっけ 養殖はたて そ
うはち なんばんえび
青生ます さば
- ▽野菜 きゃべつ 玉ねぎ ほう
れんそう にとまと
- ▽果物 バナナ グレープフルー
ツ

不用品ダイヤル市情報 (4月24日現在)

欲しい

- 子供用、婦人用の自転車を希望される人が増えています。
- ミシン、二段ベット、流し台、整理ダンス、ベビーベット、ベビーバス、冷蔵庫、ガレージ、他。



譲る

- 机、Sベット、編機、食器棚、バスオール、オートバイ (90cc)、自動車、スベリ台、ギター、ステレオ、白黒テレビ、写真引伸機、他。

市営住宅

補充入居者募集

市では、五十三年度から市営住宅補充入居の申込み受けを、随時行います。

ただし、今年一月に補充申込みをし順位が決定している団地については、その順位者のあとに申込み順により空戸数が生じた場合入居してもらいます。

今回から、申込みをして年度が終っても入居できなかった場合は翌年へ繰越しをします。

資格

入居申込者は、室蘭市内に住所または勤務場所があり、過去一年間の収入が給与所得基準表(別表)に示す基準の範囲内であること。

給与所得者収入基準表 (単位円)

種別 扶養者数	第 1 種	第 2 種
0	1,064,001~1,603,999	1,064,000以内
1	1,342,000~1,945,999	1,341,999 "
2	1,706,000~2,289,999	1,705,999 "
3	2,050,000~2,631,999	2,049,999 "
4	2,392,000~2,975,999	2,391,999 "
5	2,736,000~3,277,500	2,735,999 "

現在、同居し、または同居しようとする親族があり、住宅に困窮している人で、税金を滞納していない人。

くわしくは、住宅課住宅係(☎22-11-1内線五八一、五八二)へ。

青少年科学館

「子供の日」記念優待割引

五月五日の「子供の日」を記念して、小、中学生の優待割引を実施します。

▽期日 五月三日、五日(四日は休館日です)

▽対象 小、中学生
▽入場料(全館) 小学生 二十円
中学生 三十円

入館者を対象に

盆栽の植替と

せん定講習会

5月5日、14日

樹木の植替、せん定について、習いたい人にお越し下さい。またせん定希望の人は、持参されても結構です。

▽日時 五月五日、十四日
十時~十五時三十分

▽場所 青少年科学館中庭
▽共催 青少年科学館
室蘭盆栽会

婦人講座生募集

勤労婦人センター

〈袋物講座〉

▽開催日 五月二十二日から毎週

月曜日 八回

▽時間 十時~十二時

▽材料費 三千円 四十分

▽定員 三十人

〈料理講座〉

▽開催日 五月二十五日から毎週

木曜日 八回

▽時間 十時~十二時

▽材料費 一回 五百円程度

▽定員 四十人

〈藤工芸講座〉

▽開催日 五月二十四日から毎週

水曜日 八回

▽時間 十八時~二十時

▽材料費 一回 五百円程度

▽定員 三十人

▽申込方法

ハガキに講座名、住所、氏名、電話番号記入の上五月十五日まで必着するよう申込して下さい。

▽申込先

勤労婦人センター(☎〇五一栄町二一~二二)

レインボーパーティー

5月21日

市社会福祉協議会結婚相談所では、未婚の男、女を対象にレインボーパーティーを開催します。未婚で満二十歳以上の人の参加をお待ちしています。

ちしています。

▽日時

五月二十一日(日)

十二時三十分受付 十三時開会

▽会場 結婚センター佳松苑

▽会費 二千円(申込時納入)

▽申込みは

各地区サービスセンターにあり、まず申込書に参加費を添えて、社会福祉協議会(☎〇五一幸町六一二十文化センター内)へ、申込み下さい。(郵送も可)

▽締切り 五月十日

先着二百人になりましたら締切ります。

くわしくは、社会福祉協議会(☎22-11-5八)へ問合せ下さい。

なお、当日都合で欠席されても会費は返納できませんので、ご了承下さい。

通帳等の保管は厳重に

受領証は必ず受取り下さい

行楽シーズンを迎えて、野山へ出かけることが多くなります。家中そろってお出かけの間に、大切な貯金通帳や貯金証書などを空果に盗まれて「知らないうちに払いもどされていた」ということがしばしばありますが、せっかくの行楽も台無しです。

貯金通帳や貯金証書等は、すぐお金にかえられる大事なものですので、盗難防止はもちろんのこと通帳や証書を安易に誰にでも預けることは禁物です。

普段から次のことに注意して事故のないようにしたいものです。

(一)通帳、証書の記号、番号は、別にメモしておき、通帳と印鑑は別々に保管する

(二)印鑑は、預入れ、払いもどし等の証拠となるものですから、印鑑は自分で押すようにし、他人に預けたままにしない

(三)郵便局員が現金や貯金通帳、貯金証書、保険証書を預かる場合は、これと引き換えにそれぞれ「預入金受領証」「預り証」「保険証書等受領証」を、必ずお渡ししますので、郵政省の表示のある正規の受領証であるかを確かめて下さい

四万一、貯金通帳や証書が盗まれたり、紛失したりした時は、すぐに近くの郵便局に届けて下さい

~郵便局から~

業者健康診断

関係業務従事者は必ず

受診して下さい

五十三年度の健康診断を、衛生関係法規等に基づき次のとおり行います。

▽五月八、九日 中島地区(保健センター) 飲食、喫茶、美容、クリーニング(その他の業種は九日のみ)

▽五月十日 母恋地区(保健センター) 金業種

▽五月十一日 東地区(保健センター) 金業種

※時間はいずれも十時~十五時
~室蘭保健所から~